様式第15の3（第29条の10関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令2経産令59・令2経産令92・一部改正）

欠落部分の補充の取下書

特許庁長官　　殿

1　国際出願の表示

2　出願人（代表者）

氏名（名称）　　（署名：＿＿＿＿）

あ　て　名

国　　籍

住　　所

3　代理人

氏　　名　　（署名：＿＿＿＿）

あ　て　名

4　取下げの内容

〔備考〕

1　第29条の10第1項の規定による適当な明細書等の補充の取下げを行うときは表題を「適当な明細書等の補充の取下書」とする。

2　「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に2以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。

3　同時に2以上の欠落部分の補充の取下書を提出するときは、その欠落部分の補充の取下書に、「欠落部分の補充の取下書(1)」、「欠落部分の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。

4　同時に2以上の適当な明細書等の補充の取下書を提出するときは、その適当な明細書等の補充の取下書に、「適当な明細書等の補充の取下書(1)」、「適当な明細書等の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。

5　その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。